

復 命 書

令和7年2月28日

長浜市議会議長 様

日本共産党長浜市議団
議員 高山 亨

令和7年2月に実施されました自治体研究所の『第73回市町村議会議員研修会』
(Zoom 開催)に参加し、その概要は下記の通りでありましたので、復命します。

記

- 1 期 間 令和7年2月18日(火)の1日間[1講座、3事例報告]
- 2 用務先 高山事務所にて視聴(長浜市中山町6-6)
- 3 用 務 自治体問題研究所『再エネ乱開発から地域を守る』(Zoom 開催)への参加研修
- 4 概 要 <18日:火> 13:30~16:30(3時間)

○基調講座1 「再エネ乱開発から地域を守る」

講師 傘木 宏夫 氏

(NPO 地域づくり工房代表理事・環境アセスメント学会常務理事)

○事例報告1 「住民の調査活動でメガソーラー計画を阻止」～埼玉県比企郡小川町

報告者 小川 正人 氏 (比企の太陽光発電を考える会代表)

○事例報告2 「大規模風力発電計画について議会で真剣討論」～三重県松阪市

報告者 米倉 芳周 氏 (比企の太陽光発電を考える会代表)

○事例報告3 「地熱の恵み基金制度と住民運動」～熊本県阿蘇郡小国町

報告者 児玉 智博 氏 (小国町議会議員)

5 研修成果 (次ページより)

●基調講座 1 / 「再エネ乱開発から地域を守る」

再生可能エネルギーを短期間かつ大規模に開発することは、自然環境の破壊と、それを管理する地域社会とのあつれきをもたらす。「自然エネルギーだから、自然に優しい」というのは一面的な見方。再エネ開発によって起きている地域のトラブルを通して考えようという内容でした。

こうしたことがこの短期間に起きたのは、再生可能エネルギーの供給量を急速に高めたいとの社会的要請と同時に、それを後押しする政府の方針「2050年カーボンニュートラル」に基づく政策誘導とそれに呼応した産業界の動きによるものです。問題はどこにあるのかを指摘されています。

一つは、国民の多くが再生可能エネルギーの普及は良いことであり、必要だ」との認識が、環境破壊などの問題に気付かない状況があること。それに併せて、再生可能エネルギーの開発や事業に対する反対は、「地域エゴ」だとして否定的に見られてしまうという問題。

こうしたことから、どのように再生可能エネルギーを普及させていくのか、自然環境と調和しながら、地域に迎えられる開発の仕方とは何かを探っていききたい。

(1) 世界における普及状況

・2022年の統計資料ではあるが、<表1>のように、すでに再生可能エネルギーは、他の石炭・石油・天然ガス・原子力と比べて、最も容量の大きな電源となっている。またその再生可能エネルギーの導入状況の内わけは、西欧諸国では4割台に到達しているものの、日本と米国は2割弱となっている。カナダでは、水力が6割を占めているが、水力を除けば風力を主とする国が多く、太陽光の割合が多いのは、日本とイタリアの2か国のみと、特徴が出ている。<表2>

(2) 日本国内の動向

・太陽光を中心に急拡大

…再生可能エネルギー発電電力量/2011:1,131億kWh⇒2020:1,983億kWhへ増加。約2倍近くへ。
全電力構成比も、2011:10.4%⇒2020:19.8%へ増加。特に太陽光発電は、電力構成比で、2011:0.4%⇒2020:7.9%へ増加。その理由は、①設置が容易、②未経験の業種からも参入がしやすい、③中山間地や地方都市の住宅地で低・未利用地が増加、④昼間のみ発電する太陽光は夜間に電力が余っている旧一般電気事業者にとって好都合

・政府の2030年度再生可能エネルギー導入目標

…電源構成比36~38%、2020年度の1.8~1.9倍に引き上げる

2022年3月時点の進捗率は、太陽光60%、中小水力95%、バイオマス70%、風力20%、地熱41%
風力・地熱に開発余地ありで強化し、太陽光もさらに倍化していく方向。一方で、原子力発電は、再稼働を急ぎ5.0~5.5倍に増やし、化石火力発電も依然41%を温存する目標となっている。

・規制緩和や事前配慮

…2011.8.30FIT法（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」）が成立し、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けることになった。これが再生可能エネルギーの導入の後押しとなった。（制度開始から4年間で、導入量が2.5倍に増加、生産コストも低減。）

しかし、課題も出てきた。①太陽光に偏った導入となった。②太陽光発電を規制する法律がなく、投機的な動機の業者が多く、管理がずさんで安全上の問題も引き起こしていた。③前期の問題の付けが消費者・国民の負担となっている。④地域的な偏在があり、電力システムの見直しが必要。⑤原子力や既存発電が優先され、実質的な買取拒否の問題が起きており、情報公開が必要。⑥消費者が再生可能エネルギーを選択できない状況があり、「優先供給」ができない。⑦現行FITは発電に限定しており、熱利用など、多様な再生可能エネルギーの普及という点では不十分。⇒2022年法改正で、FIT制度（プレミアムを入れる）が導入された。FITのような買取義務はなく、売電した電力量に対してプレミアム単価をかけた金額がプレミアム（補助金）として交付される仕組み。従って発電事業者は売電先を探す必要がある。

…2023.5.GX推進法とGX脱炭素電源法の成立＝FIT法の改正（①説明会の認定要件化、②追加投資部分への新買取価格の適用、③違反事業者への交付金の一時停止、④委託先事業者に対する監督義務）

…環境影響評価制度（環境アセスメント）の状況／風力発電に関しては、第2種の上限を国は一気に5倍化し、10,000kWから37,500kWへ拡大した。規模を拡大していく動きを懸念。

…環境アセスの対象とならない事業についても「ガイドライン」で環境配慮を促している。

…自治体による事前配慮促進の動き／1997年の「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の制定を契機に、条例制定や計画の策定が進んだ。2023.12月時点での利用促進条例42件、規制条例277件で、規制の方が多くなっている。・岡山県美作市「美作市事業用発電パネル条例」<2021.12月公布> ・宮城県「再生可能エネルギー地域共生促進条例」<2023.7月制定> ・長野県「環境アセス条例」の改正強化<2007.10月施行⇒2016年改正>で、風力発電の対象規模を10,000kWから5,000kWへ基準を強化。その結果、長野県内に風力発電の適地はないと知事が議会で表明。

（3）日本国内の立地動向

・太陽光発電…全都道府県にあり。発電所数の1位は山口県。少雨が特徴の山陽エリアに多い傾向。気温が25℃以上になると、発電効率が落ちるため、寒冷地を好む。東北や北海道でも多いのはそのため。

・風力発電…北海道と東北への偏在傾向有。一カ所当たりの出力量でみると、山陰、四国、東北での大型化の傾向有。

・地熱発電…空襲・東北・北海道に偏在。規模も大きな違いなし。

・バイオマス発電…発電所数では福岡県が突出。～工業地帯や炭鉱地帯の技術的背景が関与？一カ所当たりの発電量では、愛媛県が突出している。パルプ産業の蓄積が関与か。

* 特定地域への集中…北海道宗谷地方、石狩湾。佐賀県沖。

・立地と環境への影響…大規模事業は、環境配慮の手続きを求めることになるが、会派地規模が小さくなればなるほど、生活の場に近くなり、身近な問題として顕在することもあり。

（4）住民運動

<太陽光発電>

・設置が容易で、様々な業種・業態からの算入があり、技術的な未熟さに加え、地域社会への配慮不足などから多くのトラブルを引き起こした。広い面積の必要性から、土地の安い中山間地がターゲットになった。

⇒やはり、地域住民が設置に対しては安易に承認せず、様々なトラブルが最小限になるような業者との協

議や設置契約の内容について、説明を求めていくことが必要だと感じる。

<陸上風力発電>

- ・風力発電の成否は、平均風速が高く、風向の安定した場所で、風況に見合った設備や設置方法。
- ・山の稜線部に大型風車が立ち並ぶようになった。一着雪や着氷の影響、乱流の発生、設置及び維持の経費等で標高 1,000m 以下が望ましいと考えられていたが、里山に近くなるため、景観や生活環境への影響が懸念。⇒より強い風を求めて、標高の高い場所での開発。自然環境への配慮、アクセス道路の整備、資材の運搬、採算性の条件等問題あり。また風の通り道は鳥の飛行ルート。バードストライクが発生し、生物多様性条約や渡り鳥条約を踏まえた鳥類の保護を優先できていない状況有り。
- ・大規模開発のその他問題…樹木伐採。切土盛り土の造成による土地の安定性の問題。土砂崩れ、濁水の流出。景観悪化。風車回転の騒音（経済産業省の症例では実施区域から 1 km）。低周波による健康被害。シャドーフリッカー（地表に影が揺れ動く現象）の問題。ナセル頂部の航空障害灯の設置。電波障害。工事中の騒音や振動、排ガス交通安全上の問題。首位の生き物への影響。大規模災害による破損や故障。開発による自然災害に伴う被害の増幅。風力発電のタワーやブレードの廃棄処分の困難性。
- ⇒・丹後半島の大規模風力発電計画／40 数基の風力発電計画が出たが、環境への影響や大地震が起きた断層帯への立地に住民からも懸念が出て、採算性の問題もあり、半数近くが開発中止に。あとは環境に配慮した開発計画の見直しを求められているとのこと。
- ⇒三重県松阪市の櫛田川添いの峡谷山間部の開発計画／すでに 2003 年から稼働している青山高原風力発電所は取り換えが計画され、近くに数十基の計画がアセス準備書の手続き中。2021 年住民からは、「計画の中止または抜本的な見直し」を求める意見書が出され、環境省や経産省から「抜本的な見直し」を求められている。ただ、地域活性化を求める旧住民と、景観や自然を求めて移住してきた新住民との間で、意見が分かれることもあり、代替案を地域で作りあげることの必要性も指摘されている。

<洋上風力発電>

- ・現在、10 の促進区域、9 の有望区域、8 の準備区域が公表され、環境アセスの段階で、まだわかっていないことが多いというのが現状。諸外国における離岸距離は、短くて 10 km 以上、欧州では 22.2 km が主流であるが、浅瀬の少ない日本では、1~2km から、遠くても 5km が実情。沿岸地域での、海洋生物・生態系も含めた影響、漁業への影響、景観問題、騒音問題など、簡単ではない。

<地熱発電>

- ・日本列島には火山が多くあることから、有望な再生可能エネルギーであると注目されている。CO₂ 排出量が少なく、天候などに左右されず、安定的に供給できるベースロード電源。
- ・商業ベースでも 50 年の歴史―岩手県松川発電所、1966 年稼働。しかし、微増で留まっている。2022.3 月までの認定容量は、121 件（21.6 万 kW、期間中稼働は 43.1%）
- ・問題点は、地下 1,000~3,000m の深さまでの掘削作業による調査や試掘が必要で、地元温泉事業者などの合意形成に時間がかかる。稼働後も、補充井の掘削が必要で、大量の淡水を取水必要で、温泉の枯渇や周辺地域での地下水や沢水の減少など問題が発生している。噴出事故による臭気や硫化水素、ヒ素などの流出という問題もあり。
- ・日本御延協会による政府への要望。「無秩序な地熱開発に反対する要望書」〜こうした業界との対話協

議、除法公開などが必要だ。

＜バイオマス発電＞

・バイオマスの発電減量や発電方式は、多種多様であり、ひとくくりにすることはできない。環境保全と地域の安全・安心を確保する観点から、事業者に対する地域社会からの働きかけが必要となっている。

・①燃焼による蒸気発生での発電／固形燃料によるものと、直接燃焼（チップなど）させるものあり。
②ガス化して発電に利用／微生物による有機物分解のメタン発酵。高温処理によるガスを発生させ、ガスタービン発電機に利用。

⇒問題点として、①不十分な技術によれば、有害物質の排出もある可能性。②原料の保管の不十分さから発熱・発火。③悪臭の発生。④騒音・振動。⑤高温の蒸気を冷却後に海や川に放出し、生態系に影響。⑥木質バイオマス発電の間伐材の輸入問題。（地元の木材生産量が追い付かず、地産地消を唱えている事例多い。）

（５） 再生可能エネルギー開発の３原則

・３原則の基盤…再生可能エネルギーの事業開発の目的は、地球温暖化防止や地域資源の活用など、持続可能な社会を見据えての今後必要となる開発です。そのためには、事業者が、その利用にあたって、環境や地域社会に負の影響が及ばないように努める姿勢こそ求められる。これを前提にして、開発の基盤に、①地域が資源を管理する。②地域に仕事を取り戻す。③地域と地域の連携を進める。一を置くことが大切だ。

【第１原則】アセスメント

・再生可能エネルギーを地域に導入し、適切に管理する上で欠かせない営み。
・事業者求められる役割は、「再生可能だからこそ、環境への十分な配慮が必要」との認識で、適切な事前配慮とモニタリングを地域住民との情報交流を図りながら、進めていく必要がある。
・国の役割は、自然環境よりも再生可能エネルギー開発を優先する政策を抜本的に見直し、大量生産・大量消費の社会構造の変革により、人口減少に向かう社会に軟着陸する方向にけん引していくべき。環境影響評価制度を大きく改善することが必要。
・自治体は、事業者と住民との円滑な情報交流を促し、住民をサポートしていく必要がある。土地利用に関する誘導・規制を考えるべき。

【第２原則】地域内再投資力

・資金の地域内循環を促し、地域が主体となった産業振興・環境保全・福祉施策を一体的に展開するマネジメント力を育てる必要。
・地域での協業をつくる。地域外の企業とも協業。
・国は、FITを廃止し、地域社会の経済的な自立に資するエネルギー政策へ転換すべき。①送電距離に応じた賦課金制度の導入。②地域内での自営線整備に対する優遇制度を創設。③送配電部門の国有化。
・自治体は、官民共同の地域づくりを。①自治体関与の地域新電力の推進。②スマートグリッドを利用した地域福祉の推進。

【第3原則】国際連帯

・地球的規模で、この再生可能エネルギー政策を考える。地球上の他の地域の人々に犠牲を転嫁することなく、それぞれの地域が抱える課題を共有し、協力し合いながら進めていく。

(6) 今後の再生可能エネルギー開発への提言

・事業者へ働きかける…①情報提供を求める。②寿民団体を組織し、世論を喚起しながら、自治会と協力連携して、展開。③本社社長に経営責任を問う。④自主アセスを働きかける。⑤公害防止協定を働きかける。

・行政へ働きかける…事前配慮を促す制度の鶴寿を求める。除法提供を働き替える。議会を味方に。協定の締結を促す。住民監査請求を利用する。

・住民アセスのすすめ…専門家やNGOの協力を得ながら、自主的な調査・学習を通じて、開発行為が地域社会に及ぼす影響と対策を事前に検討する取組であり、これを積極的に進める。

・国政への提言

・「持続可能な社会」への希望…先進国が先導して世界中を巻き込む大量生産・大量消費（大量・高速の交通・通信、大量廃棄・大量リサイクルも含む）の社会経済システムをそのままにしてこれを支えるための再生可能エネルギーの利用は、「持続可能な社会」の構築に逆行するものとして、矛盾を拡大し続ける。
⇒「新しい生活の質」を希求する営みとして考えよう。大都市圏の構造は持続可能ではない。田舎の地方から想像し、問題提起をしていきたい。

・政治への関心や働きかけ、監視と抗議を続けつつ、地域から新しい生活の質を目指す経済活動を創造し、広げていくことではないのか。自立・分散型社会を形成し、そこにエネルギーが関与できるようにしていくこと。

⇒「省エネ」の言葉に引っかかる。エネルギー供給側の都合で、消費側が踊らされているのではないか。

●研修成果のまとめ

この後の各地の住民運動等の事例報告も含め、再生可能エネルギーの開発であれば、イロイロと問題があっても、まずは「必要なだから」と開発のありようを考えようとしてきたが、大量に電気等のエネルギーを必要としている（させている）今の世界を根本から考える必要性を強く感じた。

その上で、今後の再生可能エネルギー開発のありようを考えてみるのが重要だと感じている。これは本当に将来にわたり、どうしても必要な開発なのか、対策は十分か、どうすれば問題を最小限に抑えられるか一等々を考えつつ、当該地域の方々の意見や、専門家の意見等を踏まえて、開発計画を考えていきたい。

<表1>

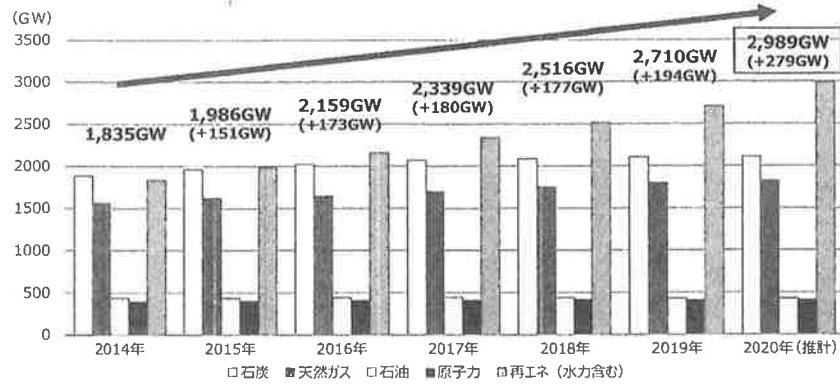


図1-1 世界全体の発電設備容量(ストック)

資源エネルギー庁資料

<表2>

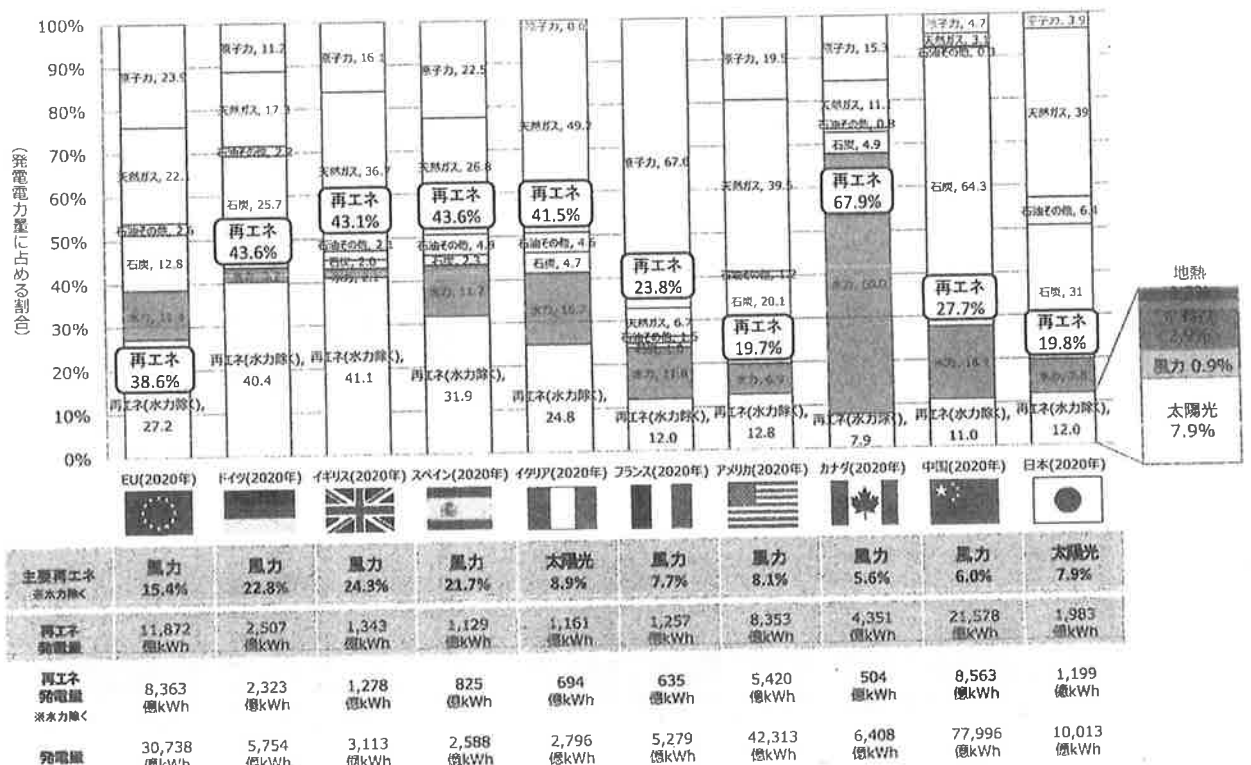


図1-2 世界の動向：再生可能エネルギー発電比率の国際比較

資源エネルギー庁資料

※ 上記<表1><表2>の出典は、傘本宏夫著『再エネ乱開発』より